

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときはどうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遅滞なくその免許状を返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 2 速やかに免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し、その後最初に行われる無線局の検査の際に検査職員の確認を受けなければならない。
- 4 その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

A-2 電波の質に関する次の記述のうち、電波法（第28条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 2 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 3 送信設備に使用する電波の周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 4 送信設備に使用する電波の周波数の偏差、幅及び安定度、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

A-3 次の記述は、航空移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局の A を行う者（主任無線従事者）として選任された者であって総務大臣にその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② B の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。
 - (1) 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で C に関するもの
 - (2) 航空局の無線設備の通信操作で次の(イ)から(ハ)までに掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの（自動装置により連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。）
 - (イ) 無線方向探知に関する通信 (ロ) 航空機の安全運航に関する通信 (ハ) 気象通報に関する通信 ((ロ)に掲げるものを除く。)
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

A	B	C
1 無線設備の操作の監督	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	遭難通信又は緊急通信
2 無線設備の操作の監督	無線電信	遭難通信
3 無線設備の操作及び運用	無線電信	遭難通信又は緊急通信
4 無線設備の操作及び運用	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	遭難通信

A-4 次の記述のうち、航空移動業務の無線局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 気象の照会又は時刻の照合のために行う航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の通信
- 2 国の飛行場管制塔の航空局と当該飛行場内を移動する陸上移動局との間で行う飛行場の交通の整理に関する通信
- 3 一の免許人に属する航空機局と当該免許人に属する海上移動業務又は陸上移動業務の無線局との間で行う当該免許人のため及び当該免許人以外の者のための急を要する通信
- 4 無線機器の試験又は調整をするために行う通信

A-5 航空移動業務の無線局の免許状に記載した事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 2 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 3 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。
(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- 4 無線局を運用する場合においては、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合を除き、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。

A-6 航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第20条、第22条、第23条、第26条、第154条の3、第18条及び第154条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 呼出し及び応答は、「(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回」をそれぞれ順次送信して行うものとする。
- 2 航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも10秒間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

A-7 次の記述は、121.5MHzの電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第153条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

121.5MHzの電波の使用は、次の(1)から(6)までに掲げる場合に限る。

- (1) A の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、 B が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
- (2) 捜索救難に従事する航空機の航空機局と遭難している船舶の船舶局との間に通信を行うとき。
- (3) 航空機局相互間又はこれらの無線局と航空局若しくは船舶局との間に共同の捜索救難のための呼出し、応答又は C の送信を行うとき。
- (4) 121.5MHz以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
- (5) 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合を除くほか、急を要する通信を行うとき。

A	B	C
1 急迫の危険状態にある航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	通報
2 急迫の危険状態にある航空機	通常使用する電波	準備信号
3 航行中の航空機	通常使用する電波	通報
4 航行中の航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	準備信号

A-8 次の記述は、航空機局の一方送信(注)について述べたものである。無線局運用規則(第162条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 連絡設定ができない場合において、相手局に対する呼出しに引き続いて行う一方的な通報の送信をいう。

- ① 航空機局は、その受信設備の故障により A と連絡設定ができない場合で一定の B における報告事項の通報があるときは、当該 A から指示されている電波を使用して一方送信により当該通報を送信しなければならない。
- ② 無線電話により①の規定による一方送信を行うときは、「 C」の略語又はこれに相当する他の略語を前置し、当該通報を反復して送信しなければならない。この場合においては、当該送信に引き続き、次の通報の送信予定時刻を通知するものとする。

A	B	C
1 交通情報航空局	時刻	受信設備の故障による一方送信
2 交通情報航空局	時刻又は場所	受信設備の故障
3 責任航空局	時刻又は場所	受信設備の故障による一方送信
4 責任航空局	時刻	受信設備の故障

A-9 緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う緊急通信は、どのような場合に行う通信か。電波法(第52条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥る虞がある場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥る虞がある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合

A-10 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法(第66条及び第70条の6)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、 A、かつ、 B に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条(目的外使用の禁止等)第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 C を直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害する虞のある電波の発射
2 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射
3 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害する虞のある電波の発射
4 できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射

A-11 次の記述は、航空移動業務等の局の執務時間について述べたものである。無線通信規則(第40条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空移動業務及び航空移動衛星業務の各局は、 A に正しく調整した正確な時計を備え付けなければならない。
- ② 航空局又は航空地球局の執務は、その局が飛行中の航空機との無線通信業務に対して責任を負う全時間中無休としなければならない。
- ③ 飛行中の航空機局及び航空機地球局は、航空機の B に不可欠な通信上の必要性を満たすために業務を維持し、また、権限のある機関が要求する聴守を維持しなければならない。更に、航空機局及び航空機地球局は、安全上の理由がある場合を除くほか、関係の C に通知することなく聴守を中止してはならない。

A	B	C
1 所属する国又は地域の標準時	安全及び正常な飛行	運航管理機関
2 所属する国又は地域の標準時	効率的な飛行	航空局又は航空地球局
3 協定世界時(UTC)	安全及び正常な飛行	航空局又は航空地球局
4 協定世界時(UTC)	効率的な飛行	運航管理機関

A-12 次の記述は、遭難通報等を受信した航空局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第171条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空局は、自局を宛て先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに回答しなければならない。
- ② 航空局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）を宛て先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の回答が認められないときは、 **A** しなければならない。ただし、他の無線局が既に回答した場合にあっては、この限りでない。
- ③ 航空局は、宛て先を特定しない遭難通報を受信したときは、 **B** しなければならない。ただし、他の無線局が既に回答した場合にあっては、この限りでない。
- ④ 航空局は、①から③までにより遭難通報に回答したときは、直ちに当該遭難通報を **C** しなければならない。
- ⑤ 航空局は、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを **C** しなければならない。

A	B	C
1 遅滞なく、当該遭難通報に回答	遅滞なく、これに回答	航空交通管制の機関に通報
2 遅滞なく、当該遭難通報に回答	現に通信中の場合を除き、遅滞なく、これに回答	通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に送信
3 当該無線局が回答することができるように、回答をしばらく遅らせて、回答	遅滞なく、これに回答	通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に送信
4 当該無線局が回答することができるように、回答をしばらく遅らせて、回答	現に通信中の場合を除き、遅滞なく、これに回答	航空交通管制の機関に通報

A-13 次に掲げる場合のうち、免許人が総務大臣からその無線局の免許を取り消されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。
- 2 電波法第73条第1項の規定による検査（定期検査）の通知を受けた無線局がその検査を拒んだとき。
- 3 不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- 4 免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したとき。

A-14 次の記述は、免許状及び免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、 **A** 場所の **B** 掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を **C** していなければならない。

A	B	C
1 主たる通信操作を行う	見やすい箇所に	総務大臣の要求に応じて容易に提示できる箇所に保管
2 主たる通信操作を行う	できる限り上部に	携帯
3 主たる送信装置のある	見やすい箇所に	携帯
4 主たる送信装置のある	できる限り上部に	総務大臣の要求に応じて容易に提示できる箇所に保管

B-1 航空移動業務の無線局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- イ 免許人は、使用を終わった無線業務日誌を次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）の日まで保存しなければならない。
- ウ 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、その事実及び措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- エ 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載しなければならない。
- オ 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数は、無線業務日誌に記載しなければならない。

B-2 次の記述は、航空機局の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

ア に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
(5) イ 及び空中線電力 (6) 希望する ウ
(7) 無線設備の工事設計及び エ (8) 運用開始の予定期日
(9) その航空機に関する次の(i)から(t)までの事項
(i) オ (ii) 用途 (iii) 型式 (iv) 航行区域 (v) 定置場 (vi) 登録記号
(t) 航空法第60条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機であるときは、その旨

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 航空機局の免許を受けようとする者は、申請書 | 2 航空機局を開設しようとする者は、届書 |
| 3 電波の型式並びに希望する周波数の範囲 | 4 電波の型式、周波数 |
| 5 運用義務時間 | 6 運用許容時間 |
| 7 工事落成の予定期日 | 8 工事着手の予定期日 |
| 9 航空機を運行する者 | 10 航空機の所有者 |

B-3 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 ア 行われる イ を ウ してはならない。
② 無線局の取扱中に係る イ の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
③ エ がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、 オ に処する。

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| 1 特定の相手方に対して | 2 総務省令で定める周波数の電波により |
| 3 無線通信 | 4 暗語による無線通信 |
| 5 傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用 | 6 傍受 |
| 7 無線従事者 | 8 無線通信の業務に従事する者 |
| 9 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金 | 10 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |

B-4 義務航空機局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
イ 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効通達距離の条件を満たしているかどうかを確かめなければならない。
ウ 義務航空機局においては、毎月1回以上その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。
エ 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。
オ 義務航空機局においては、毎日1回以上その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。

B-5 航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し、応答した航空局が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 直ちに航空交通管制の機関に緊急の事態の状況を通知すること。
イ 緊急の事態にある航空機を運行する者に緊急の事態の状況を通知すること。
ウ 緊急の事態にある航空機の付近を航行中の他の航空機に緊急の事態の状況を通知すること。
エ 緊急の事態にある航空機が海上にある場合には、付近を航行中の船舶に緊急の事態の状況を通知すること。
オ 必要に応じ、当該緊急通信の牽引を行うこと。

B-6 次に掲げる場合のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができるときに該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

ア 総務大臣が電波法第71条の5（技術基準適合命令）の規定により、その無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する免許人に対し、当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。

イ 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた無線局の免許人が、その指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。

ウ 無線局の免許人が検査の結果について指示を受け相当な措置をしたときに、当該免許人から総務大臣に対し、その旨の報告があったとき。

エ 総務大臣が電波法第72条（電波の発射の停止）の規定により、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。

オ 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。